

カネ ～ 持続可能な財政基盤の確立 ～

「選択と集中」による行政のコンパクト化

事業・業務の総点検

自主財源の確保

公共サービスの担い手の最適化

外郭団体の統廃合

実施計画名：	財政規律の強化
--------	---------

これまでの 取組内容	予算編成については、施策の「選択と集中」による予算の重点配分を念頭におき、事務事業の精査を積極的に行ってきた。また、経常的経費においては、一部枠予算を定め編成を行う取組を進めた。 市債については、起債にあたって交付税などの財源措置に配慮するなど、後年度負担の削減を行ってきた。さらに、公的資金の繰上償還による金利負担の軽減を図った。普通建設事業については、主に保健所等複合施設整備事業による大規模な借入が必要となったが、他の緊急性・必要性の検討を行い、優先順位の高いものに限定した。
課題	本市予算の収支不足を解消するため、予算編成事務において、枠配分の範囲の設定やシーリング^(※34)率を検討し、行財政改革との連携・整合性を図る必要がある。 また、厳しい財政状況が続くことが見込まれることから、今後も予算編成方法の検討を含め、財政規律の強化を図り、限られた財源を有効に活用できる予算編成に取り組んでいく必要がある。

1	項目名	予算編成方式の改革				
	取組内容・目標	行財政改革（財政健全化）の推進には、現下の財政状況を全職員が認識し、財源の確保と歳出抑制に創意工夫を凝らし、行政総体として継続して取り組むことが重要であり、予算の編成においては、一件査定方式に加え、一定の経費について各部局に予算を配分する枠配分方式を含めた予算編成方法を検討していく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		調査・検討				
	統括課	財政課		関係課		

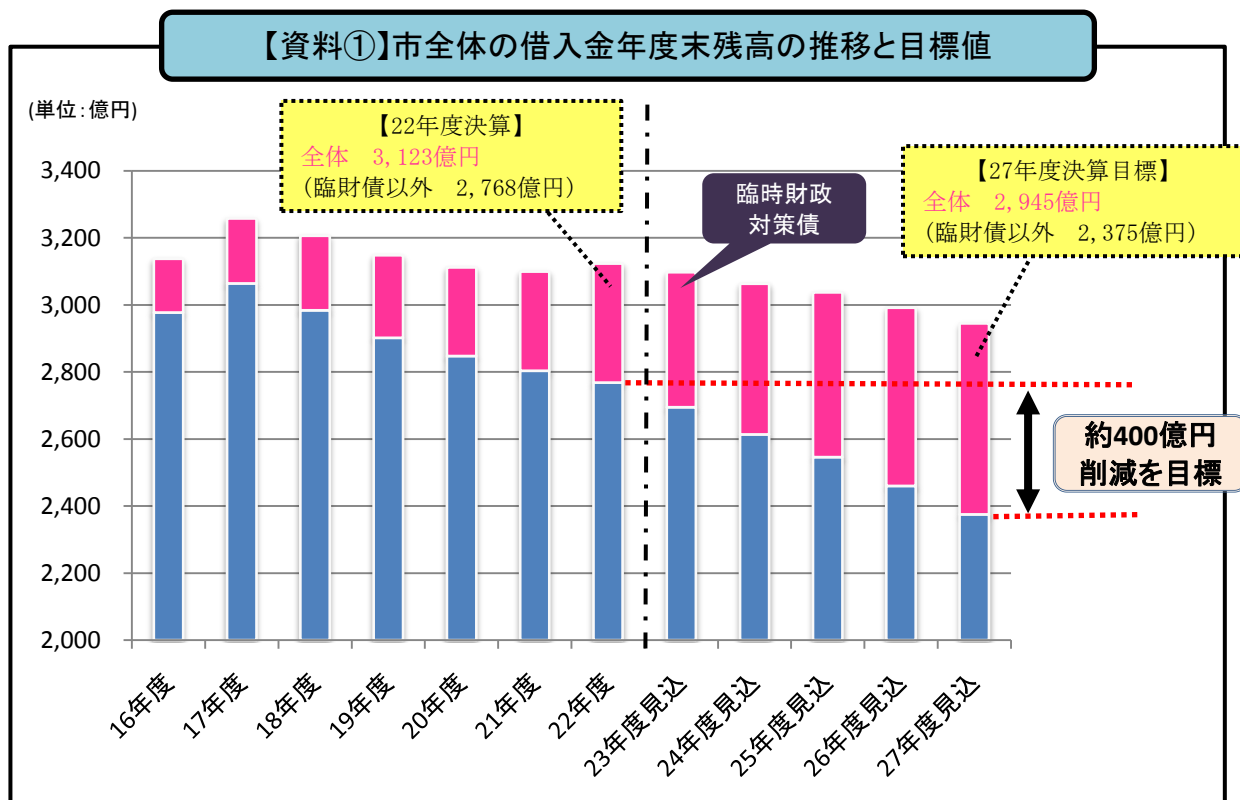
2	項目名	施策評価 ^(※35) の高度化による、予算編成との連携				
	取組内容・目標	現行の施策評価は、実施時期等の問題から予算編成過程において活用することができていない。 そこで、第4次総合計画の進捗管理を兼ねて実施する予定の施策評価をより高度化し、過年度の成果（アウトプット・アウトカム・インパクト^(※36)）の詳細な評価を進めることで、予算編成過程での活用をめざす。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		施策評価 の見直し	施策評価の実施 予算編成との連携検討			
	統括課	総合政策課		関係課	財政課	

3	項目名	事務事業の見直し				
	取組内容・目標	将来的に持続可能な財政基盤を確立するためには、右肩上がりの社会を前提とした仕組みから脱却し、右肩下がりの社会を想定した経営が必要となる。 このことから、事務事業を継続的に見直すことで行政をコンパクト化し、より少ない税金や料金等でより大きな効果を上げる「選択と集中」による経営を推進していく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		事務事業の継続的な見直し				
	統括課	行政経営課		関係課		

4	項目名	補助金の見直し				
	取組内容・目標	補助金については、財政状況を踏まえた上で、社会情勢や住民ニーズの変化等に応じた事業の公益性や実施効果等について検証し、その必要性等により重点化を図り、補助の役割が薄れたものについて見直し、終期の設定や縮小等適正な執行を図る。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		補助金の継続的な見直し				
	統括課	財政課		関係課		

5	項目名	市債残高の削減				
	取組内容・目標	市債の発行に際しては、発行額の適正化を図り市債残高の削減に努めるとともに、後年度における負担抑制のため財源措置のある市債の活用と、過去の高金利の市債借換えや繰上償還を行う。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		継続運用				市債残高約400億円の削減目標 (臨時財政対策債除く)
	統括課	財政課		関係課		

6	項目名	資金調達金利の軽減				
	取組内容・目標	老朽化の進んだ公共施設の大規模改修・更新や土地開発公社の解散など様々な財政需要に対応するため、市債発行による資金調達の必要性は高い状況にある。 このことから、資金調達金利の軽減を図るため、将来の市場流動性リスクを管理したうえで、金融機関との協議・検討を進めていく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		資金調達の実施				
	統括課	財政課	関係課			



※上記、市全体の借入金に債務負担行為額は含まれていない。債務負担行為は、あくまで契約等で発生する債務の負担を設定する行為で、その時点でまだ歳出の予定が確定しているわけではないためである。(したがって、現実に現金支出が必要となった場合は、あらためて歳出予算に計上することになる。)

臨時財政対策債とは

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す基準財政需要額を基本に発行可能額が算定される。

つまり、地方交付税として算定されるべき額の一部が、臨時財政対策債の発行に振り替えられているという形であり、発行の有無に関わらず発行可能額の100%が後年度に地方交付税に算入されることとなっている。制度の成り立ちから考えれば、臨時財政対策債は地方交付税の代わりのようなものであるが、ここで気を付けなければならないのは、あくまでも地方公共団体の責任において行う借金であるということである。

上記、目標値の設定にあたっては、現行制度が継続した場合を想定している。

実施計画名：

受益者負担の見直し

これまでの 取組内容	本市の事業を継続するため、行政サービスを利用する市民と利用しない市民との間の行政サービスの費用負担の公平性の観点から、使用料・手数料の見直しを図り、かつ、事業を継続するために必要な財源を捻出するため、老春バス優待乗車にワンコイン制導入、各種がん検診自己負担金、公民館使用料など、事業ごとの見直し作業を実施してきた。
課題	一部の受益者負担金については見直しを実施したものの、必要性を認識しながらも取組が進んでいないものがある。 また、統一的な基準での全庁的な見直しを実施する必要がある。

1	項目名	ごみ処理の有料化				
	取組内容・目標	国において示された一般廃棄物処理有料化のガイドラインを受け、奈良市清掃業務審議会等において、議論・検討を重ね、平成21年3月に「奈良市の家庭ごみ有料化について」答申をいただいた。 この答申にあるように、実施については、広く市民の意見を聞き、十分な説明責任を果たし、市民の合意形成を図る。なお、実施時期については、経済不況等により、市民の家計負担感が増している現状を考慮し、慎重に検討を進めていく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		家庭ごみ有料化基本方針(案)の策定				市民周知
	統括課	企画総務課		関係課		

2	項目名	地域ふれあい会館の有料化				
	取組内容・目標	現在、地域ふれあい会館は無料であるが「奈良市行財政改革実施計画」の方針及び「公民館の使用料のあり方等について（報告）」を受け、これらの趣旨を具体化するため、地域ふれあい会館に利用料の制度を導入し、受益者負担の考え方により、利用者と非利用者の公平性を確保するとともに指定管理者の自主的な運営を行いやすくし、施設のより効果的な活用を目指すことができる。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		検討	方針決定 周知期間	料金有料化		
	統括課	地域活動推進課		関係課		

3	項目名	受益者負担に関する統一基準の策定				
	取組内容・目標	「使用料設定にあたっての基準（案）」の策定を行い、長年同じ金額で据え置かれているものや設定金額が必ずしも明確とはいえないものについて見直しを行う。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		検 討	基準案の作成	全庁的な見直し 周知期間	基準の適用	
	統括課	行政経営課		関係課	施設所管課等	

実施計画名：	市税等債権回収の強化
--------	------------

これまでの 取組内容	自主財源の確保及び税負担の公平性の観点から、文書による督促や催告、また口頭による納税指導を徹底した。さらに、高額滞納者に対しては、行政処分として預貯金や不動産及び動産の差押えを強化し、その後公売を実施した。
課題	持続可能な財政基盤を確立するためには、新たな収入が望めない状況の中、自主財源を確保することがより重要になる。また、税負担の公平性の観点からも、あらゆる手段を使って、収納率のさらなる向上を図る必要がある。 さらに、税外未収債権 ^(※37) の縮減についても、市民負担の公平性の確保とともに、財政健全化を推進する上で歳入の安定的確保のための重要な一つの柱であり、喫緊の課題となっている。

1	項目名	市税の収納強化(市税収入の確保と収納率の向上)				
資料①	取組内容・目標	新規滞納者の抑制を図るため、口座振替加入勧奨・コンビニや郵便局に収納窓口の拡大・「納税呼びかけセンター」等の事業を継続して行う。				
資料②						
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		事業継続実施				
統括課		納税課		関係課		

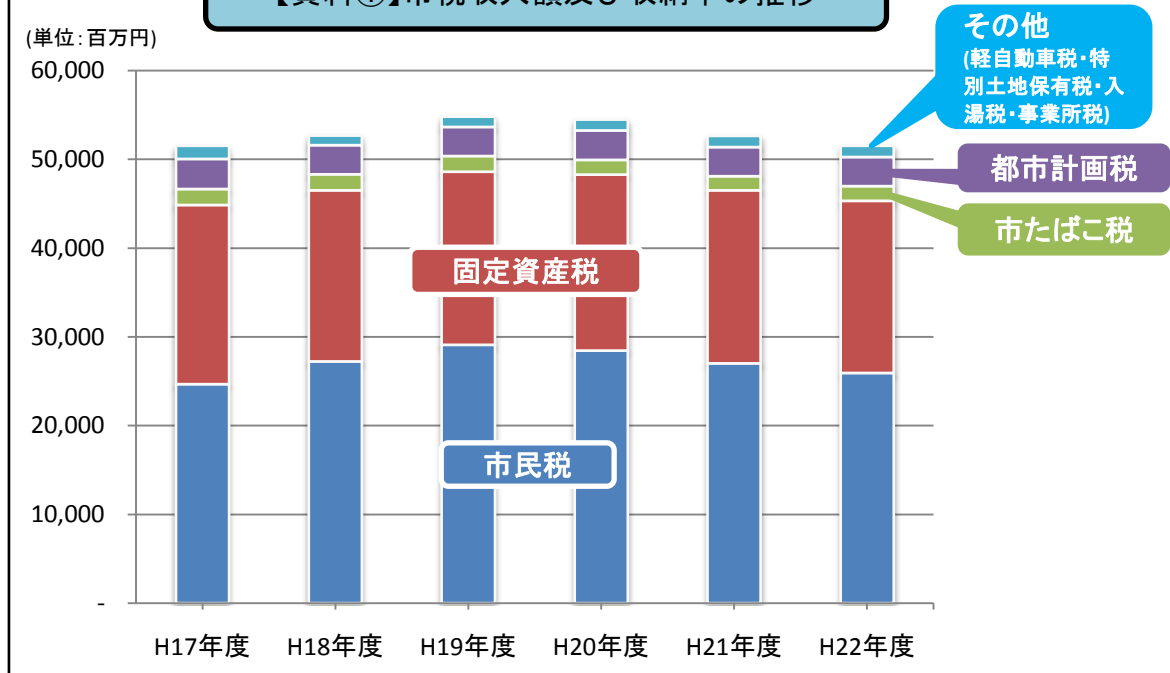
2	項目名	適切な滞納処分の実施				
資料①	取組内容・目標	滞納者への催告書による納付勧奨を図るとともに、滞納の時効案件や高額案件等のリスト管理を行い、継続的に預貯金や生命保険等の財産調査及び、納税交渉経過を分析しながら滞納案件を把握し適切な滞納処分を行うことで収納率の向上と税負担の公平を確保する。				
資料②						
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		財産調査、生活調査を進め適切な滞納処分の実施				
	統括課	滞納整理課		関係課		

1	共通目標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
2	22年度収納率 90.86%	収納率 の向上				【数値目標】 中核市平均値

3	項目名	税外債権の管理の適正化と徴収強化(税外未収債権の縮減)				
	取組内容・目標	本市が保有する未収債権の縮減は、市民負担の公平性の確保とともに、財政健全化を推進する上で歳入の安定的確保のための重要な一つの柱であり、喫緊の課題となっている。 そこで、弁護士など外部の専門家のノウハウを取り入れながら行動計画を策定し、各債権所管課における税外債権の管理の適正化と未収債権の縮減を推進していく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		計画の策定	計画の推進	税外未収債権額の縮減		
	統括課	債権整理課		関係課	各債権所管課	

4	項目名	市営住宅家賃回収の適正化				
	取組内容・目標	平成23年3月31日時点において累計12か月以上の滞納件数が422件、滞納金額が約6億5千万円に達しており、早期に住宅家賃滞納者に対し住宅の明渡しと滞納家賃の支払いを求め、履行されない場合は明渡し及び家賃の支払い請求訴訟などの法的措置をとっていく。 平成23年4月1日以降に発生した家賃の滞納の処理として「奈良市営住宅家賃滞納処理要領」を制定し、それに沿って家賃滞納の解消を図っていく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		明渡し及び家賃支払い請求訴訟				
	統括課	住宅課		関係課		

【資料①】市税収入額及び収納率の推移



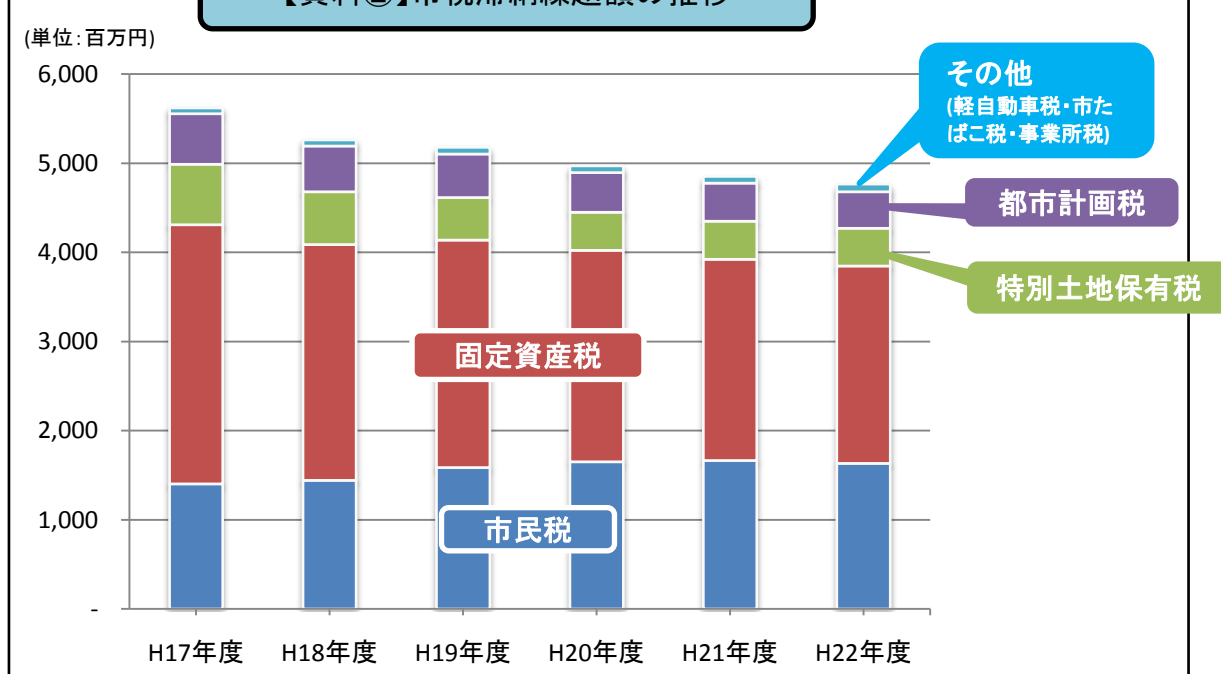
※平成19年度からそれまで所得税として徴収されていた金額の一部が市民税に移譲されたため、市民税が大幅に増加している。

● 市税収納率

	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
現年課税	97.83%	97.94%	97.67%	97.57%	97.82%	98.08%
滞納繰越	14.54%	15.81%	16.51%	19.22%	17.64%	14.11%
合計	89.41%	90.07%	90.61%	90.82%	90.94%	90.86%

※奈良市を除く中核市の平均は、現年課税97.9%・滞納繰越20.9%・合計92.6%（平成21年度）

【資料②】市税滞納繰越額の推移

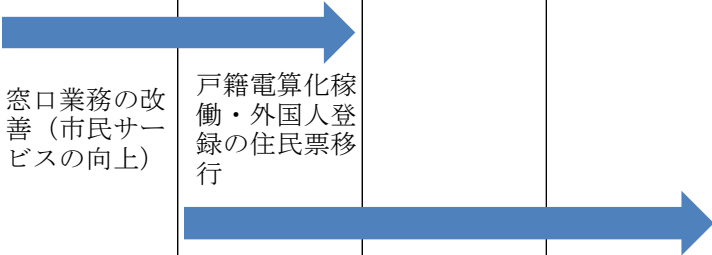


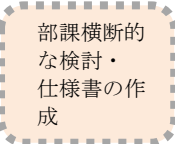
実施計画名：	公共サービスの担い手の最適化
--------	----------------

これまでの取組内容	平成20年度にアダプトプログラム推進事業（さわやかクリーン奈良）やグリーンサポート制度を創設するなど、市民の自主的な活動意識の向上を図った。 また、民間の資金やノウハウの活用については、暮らしの便利帳の民間との共同発行、学校給食調理業務の民間委託を拡大、青少年野外活動センターなどの管理運営について指定管理者制度を導入し、公募により指定管理者の選定を行うなどの取組を進めてきた。
課題	団塊の世代の職員の定年による大量退職や早期退職者の増加に伴う職員構成の大きな変化が起こっている一方、市民ニーズの多様化や地方分権の影響により、複雑多様化する業務に少数の職員で挑まなければならない現状がある。 こうした中、職員数の削減や事業の効率化によるサービスの充実などを同時に進めていくためには、公共サービスの担い手の最適化を図る必要がある。

1	項目名	民間委託業務等の洗い出し				
	取組内容・目標	民間委託、指定管理者制度（※38）、PFI（※39）、民営化などの様々な手法を視野に入れながら、幅広い範囲で公共サービスを民間などに任せることを検討し、公共サービスの担い手の最適化を推進していく。 平成23年度は、「事業・業務の総点検」を実施していく中で、外部の視点を取り入れて民間委託などへの移行可能業務の洗い出しを進める。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		総点検の実施	洗い出しの継続			
	統括課	行政経営課		関係課		

2	項目名	公共施設の運営管理業務に関する民間委託導入の検討・実施				
資料①	取組内容・目標	事業・業務の総点検において、民間への委託を検討できる業務、市民サービスの維持・向上が見込まれる業務、またコスト削減効果が見込まれる業務など、民間委託化による効果が高いとされた公共施設の運営管理業務について、指定管理者制度などの導入を検討し、可能なものから実施していく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		総点検の実施	民間委託導入の検討	実施さらなる検討		
	統括課	行政経営課		関係課	施設担当課	

3	項目名	窓口業務の改善（市民サービスの向上）				
資料①	取組内容・目標	待ち時間の解消と市民目線に立った窓口体系及び窓口業務の民間委託化を視野に入れ、業務プロセスの見直しによる市民サービスの向上と業務の効率化を目的として窓口改善を図る。				
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		窓口業務の改善（市民サービスの向上）	戸籍電算化稼働・外国人登録の住民票移行 証明発行業務の民間委託検討	方針決定		
統括課	市民課	関係課				

4	項目名	窓口業務の民間委託導入の検討・実施				
資料①	取組内容・目標	平成23年度に取り組む「事業・業務の総点検」により、民間委託の導入を検討すべきとされた窓口業務について、実施に向けた方針の決定を進める。 また、市民課が担当する窓口業務の民間委託検討作業と連動するなど、市民目線での検討を部課横断的に実施していくことによって、さらなる市民サービスの向上と経営資源の有効活用を図る。さらに、これらの取組の成果を検証し、他の窓口業務についても民間委託の拡大を図っていく。				
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		総点検の実施	民間委託導入の検討 	実施 さらなる検討		
統括課	行政経営課	関係課		窓口業務担当課		

5	項目名	民間活用による定型的な業務などの効率的な実施				
資料①	取組内容・目標	定型的・簡便的な業務に対する職員の事務負担が大きい影響で、本来注力すべき審査・調査業務が煩雑になっている可能性がある。 平成23年度に取り組む「事業・業務の総点検」の中で、定型的・簡便的な業務、外部のノウハウを取り入れた方が効率的な業務などについても洗い出しを行い、すでに民間委託の事例や実施可能な事業者が存在する業務から検討を進めていく。				
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		総点検 の実施	民間委託 導入の検討	実施 さらなる検討		
統括課	行政経営課	関係課				

6	項目名	指定管理者の公募の促進				
	取組内容・目標	指定管理者を公募で選定している施設数が少ない状況である。 このことから、平成27年度には公募施設40か所をめざし取組を進めていく。				
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		公募施設数 28か所				40か所
統括課	行政経営課	関係課		施設担当課		

7	項目名	市営住宅の民間借上げの検討				
	取組内容・目標	他都市の導入事例を調査し、「民間住宅を活用した借上げ」による効率的な公営住宅の供給が可能であるのか課題や諸問題を検討し、国・県との協議を経て方針策定する。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		他都市調査	他都市調査による実施事例の整理	国・県との協議・調整	方針作成	
	統括課	住宅課		関係課		

【資料①】民間委託検討業務例一覧

1. 公共施設の運営管理業務に関する民間委託導入の検討・実施

- ・図書館運営管理業務
- ・バンビ・ホーム運営管理業務
- ・市営住宅運営管理業務
- ・児童館運営管理業務 など

【メリット】

- ・民間のノウハウ等の活用により、市民ニーズに迅速・柔軟な対応が可能
- ・コスト削減により、利用時間の延長など施設機能の充実が可能

2. 市民課等窓口業務の民間委託導入の検討・実施

- ・市民課（住民票等各種証明発行）窓口業務
- ・各税証明発行窓口業務
- ・火葬予約窓口業務
- ・国民健康保険窓口業務
- ・後期高齢者医療窓口業務
- ・各医療費助成窓口業務 など

【スケールメリット】

- ・諸証明発行業務を一元化するなど、関係窓口を集約することでワンストップ化が可能

3. 定型的・簡便的な業務などの民間委託導入の検討・実施

- ・公用車の運転及び管理に係る業務
- ・生活保護受給者就労支援業務
- ・子ども手当等書類処理業務
- ・国民健康保険内部業務
- ・後期高齢者医療内部業務
- ・日本スポーツ振興センター災害共済給付に関する業務
- ・住民票、戸籍謄本等内部業務
- ・各種支払通知書、納付書等收受・発送業務 など

実施計画名：

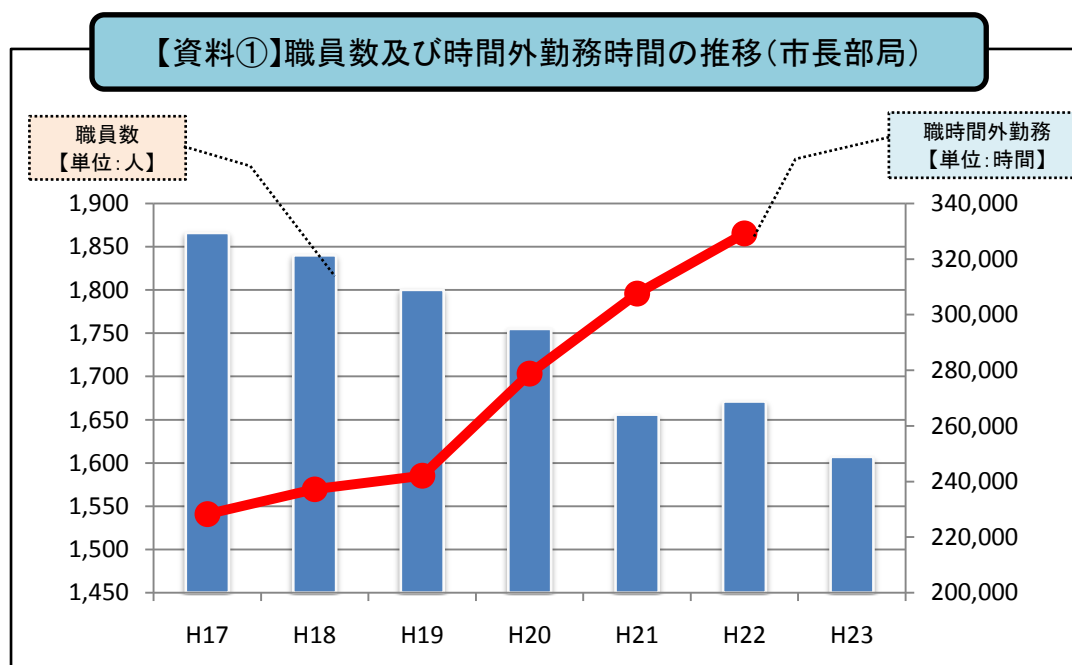
部・課横断的な取組による業務の効率化

これまでの 取組内容	市民が気軽に問合せができる窓口として、開庁時間だけでなく、休日や閉庁時間における市民サービスの向上と業務の効率化を図るため、コールセンターを平成19年度から民間に委託している。
課題	団塊世代の職員の定年による大量退職などに伴う職員構成の大きな変化が起こっている一方、市民ニーズの多様化等の影響により、複雑多様化する業務に少数の職員で挑まなければならない現状があり、各課に庶務担当職員を配置できていない。 また、厳しい財政状況の中、市民サービスに直接影響しない総務事務系の情報システムに財源を投入できずに老朽化が進み、事務が非効率になっている事例が多くなっている。

1	項目名	総務事務の効率的な実施				
資料①	取組内容・目標	総務事務の統合、一元化、民間の活用などを進めることにより事務の効率的な実施を進め、コスト削減を図る。 例えば、旅費事務や非常勤・臨時職員の給与計算事務を業務のマニュアル化を進めることで特定の課で一元的に実施する体制を構築する。 また、インフラとサービスをセットで提供できる民間事業者の調査、コスト比較を行い、委託の検討を進めていく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	統括課	行政経営課		関係課	会計課、人事課、情報政策課など	

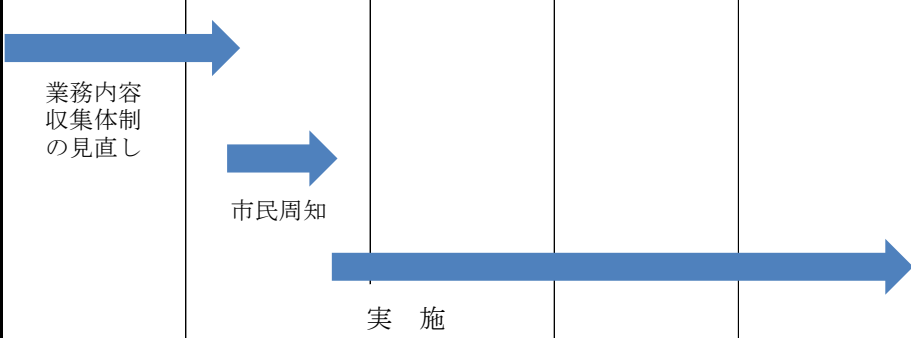
2	項目名	物品等調達業務の一元化				
	取組内容・目標	現在実施している会計課による物品の一括調達の範囲を拡大し、さらなる一元化による業務の効率化及びコスト削減をめざす。 特に、調達件数が多い教育委員会（各学校等）について、その範囲の拡大対象とする。 また、随意契約の見直し、仕様書作成ノウハウの蓄積、調達関係要綱の整備等を進めることで調達に係る機能の強化を図る。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	統括課	会計課		関係課	教育総務課	

3	項目名	電話対応業務の効率化				
	取組内容・目標	代表電話（☎34-1111）とコールセンター（☎36-4894）を一体化することで、電話による市民の問い合わせ・案内などに一体的に対応し、民間委託を拡大し行財政改革の推進のために、総合的な電話案内業務の運営を実施する。 また、FAQの充実を図ることで、業務マニュアルの整備も促進していく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	統括課	広報広聴課 管財課		関係課		

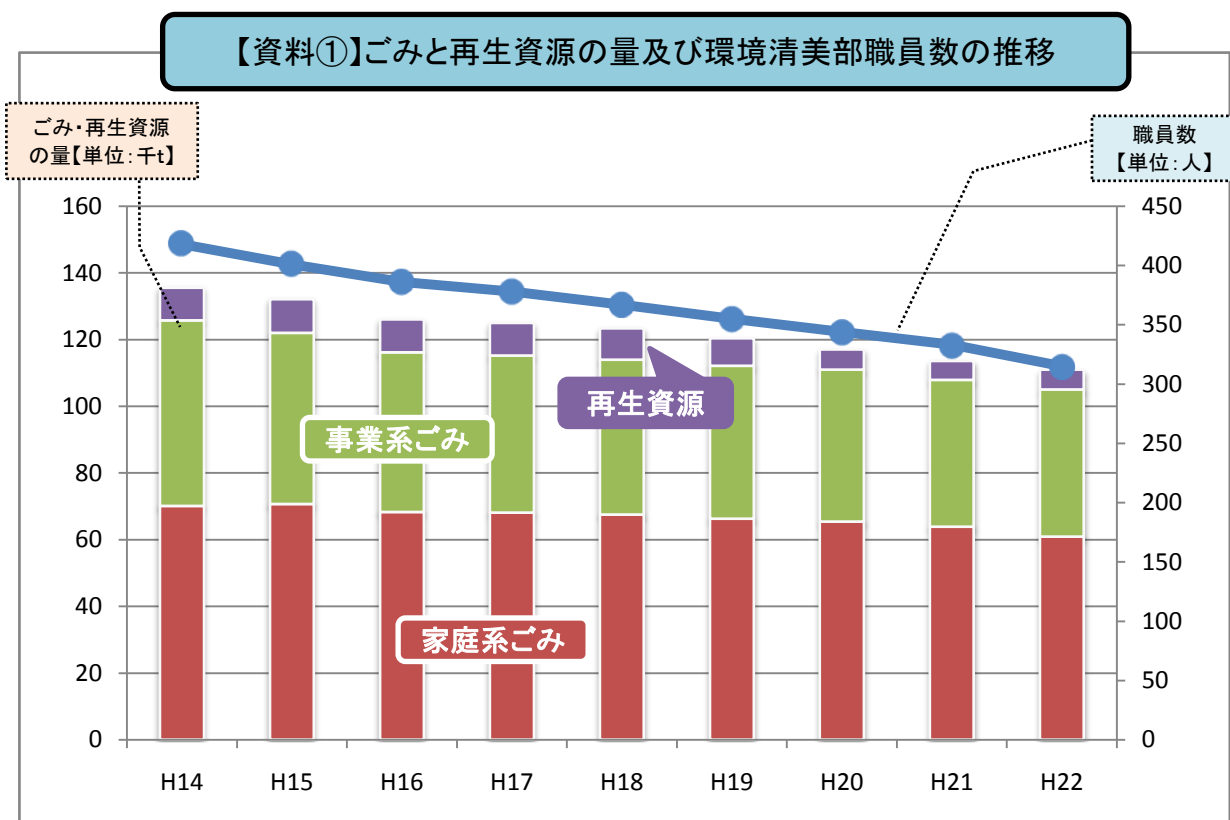


実施計画名：	ごみ収集の効率化
--------	----------

これまでの 取組内容	市民サービスの向上と収集業務の効率化を図るため、市民ニーズに応えた収集品目の見直し及び収集業務の平準化と法令を遵守した安全な収集体制の構築に向け、検討を重ねてきた。 また、法令遵守に関して、平成23年10月よりごみの過積載防止を目的とした収集体制の見直しを先行して実施し、成果をあげている。
課題	長年の作業方針がもたらした慣習を変えるため、ごみを収集する側とごみを排出する側の相関関係が図れる、バランスのとれた収集体制の検討を進めていく必要がある。

1	項目名	収集業務体制の効率化				
	取組内容・目標	ごみ収集業務の市民サービス向上のため、現行の収集体制、収集品目等の見直しと業務量の平準化を行う。また、コスト縮減をめざし、効率の良い収集体制の構築を進めていく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
	統括課	業務改善課		関係課	企画総務課・リサイクル推進課・収集課・まち美化推進課・環境清美工場	

2	項目名	ごみ関連業務の段階的な民間委託の拡大				
資料①	取組内容・目標	団塊の世代の職員の定年による大量退職などにより、担当職員が減少する中、業務の効率化を図ることでごみ及び再生資源の収集を実施してきた。 しかしながら、民間委託方式の方が直営方式よりもコスト削減を図ることができることから、職員数の自然減に合わせて段階的に民間委託を拡大していく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		 検討	 委託仕様書の作成	 職員数の自然減に合わせて段階的に民間委託を拡大		
統括課	業務改善課	関係課	企画総務課・リサイクル推進課・収集課・まち美化推進課・環境清美工場			



※職員数については、ごみ関連業務（収集、処分、企画など）を所管する環境清美部の職員数を計上している。（ただし、平成23年度からは環境部へ名称変更）

【資料②】ごみ収集運搬コスト等の中核市比較

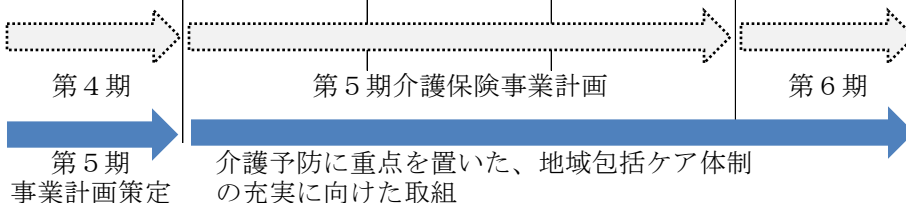
環境省公表資料「平成21年度一般廃棄物処理実態調査結果」より抜粋

	都道府県名	市区町村名	計画収集人口 (b) (人)	家庭系 ごみ収集量 (c) (t)	事業系 ごみ収集量 (t)	全収集量 合計 (e) (t)	収集運搬のみ 経費合計 (a) (千円)	廃棄物処理 事業経費合 計 (d) (千円)	収集運搬費		廃棄物処理事業経費	
									市民一人あたり	ごみ1トン あたり	市民一人あたり	ごみ1トン あたり
									(a)/(b) (円/人)	(a)/(c) (円/t)	(d)/(b) (円/人)	(d)/(e) (円/t)
1	福島県	郡山市	334,670	86,399	36,189	143,983	716,867	2,777,401	2,142	8,297	8,299	19,290
2	青森県	青森市	306,116	78,786	36,440	129,496	855,802	4,498,313	2,796	10,862	14,695	34,737
3	岩手県	盛岡市	292,487	68,098	37,515	120,258	754,474	2,269,874	2,580	11,079	7,761	18,875
4	長野県	長野市	385,765	84,303	36,854	141,989	961,556	3,761,233	2,493	11,406	9,750	26,490
5	栃木県	宇都宮市	505,959	126,734	42,292	196,264	1,617,247	6,595,220	3,196	12,761	13,035	33,604
6	群馬県	前橋市	338,793	86,282	33,529	138,247	1,105,391	3,310,916	3,263	12,811	9,773	23,949
7	群馬県	高崎市	369,088	99,259	28,479	145,782	1,282,188	3,381,833	3,474	12,918	9,163	23,198
8	福島県	いわき市	345,124	83,669	40,145	144,227	1,080,816	3,188,274	3,132	12,918	9,238	22,106
9	高知県	高知市	340,928	87,851	32,372	130,035	1,251,490	3,105,841	3,671	14,246	9,110	23,885
10	愛知県	岡崎市	365,518	82,129	26,769	140,770	1,185,927	9,612,254	3,245	14,440	26,298	68,283
38	長崎県	長崎市	446,660	110,192	38,129	165,427	2,874,729	7,391,822	6,436	26,088	16,549	44,683
39	兵庫県	尼崎市	460,917	107,540	52,863	178,735	2,859,040	5,765,852	6,203	26,586	12,510	32,259
40	大阪府	東大阪市	488,396	108,876	80,499	211,695	3,080,991	3,471,235	6,308	28,298	7,107	16,397
41	奈良県	奈良市	368,648	60,522	38,470	114,599	2,310,639	5,451,564	6,268	38,178	14,788	47,571
	中核市(41市)平均		411,105	95,850	39,247	155,685	1,787,817	5,466,416	4,297	18,733	13,311	35,620
	奈良市－中核市平均								1,971	19,446	-5,012	-16,330

収集運搬費について、市民一人あたり単価／ごみ1トンあたり単価は、本市が6,268円／38,178円となっているのに対し、中核市平均は4,297円／18,733円となっており、本市の方が1,971円／19,446円高くなっていることがわかる。（中核市の中でごみ1トンあたりの収集運搬コストが最も高くなっている。）

本市は、狭隘道路も多く、2tパッカー車による収集作業が中心であり、また、ごみ集積場の配置や不整備等、個別取りもあり、安全作業のため3人乗車を基本としていることから、他の中核市と比較しても、収集作業員も必然と多くなり、収集コストが高くなっている。

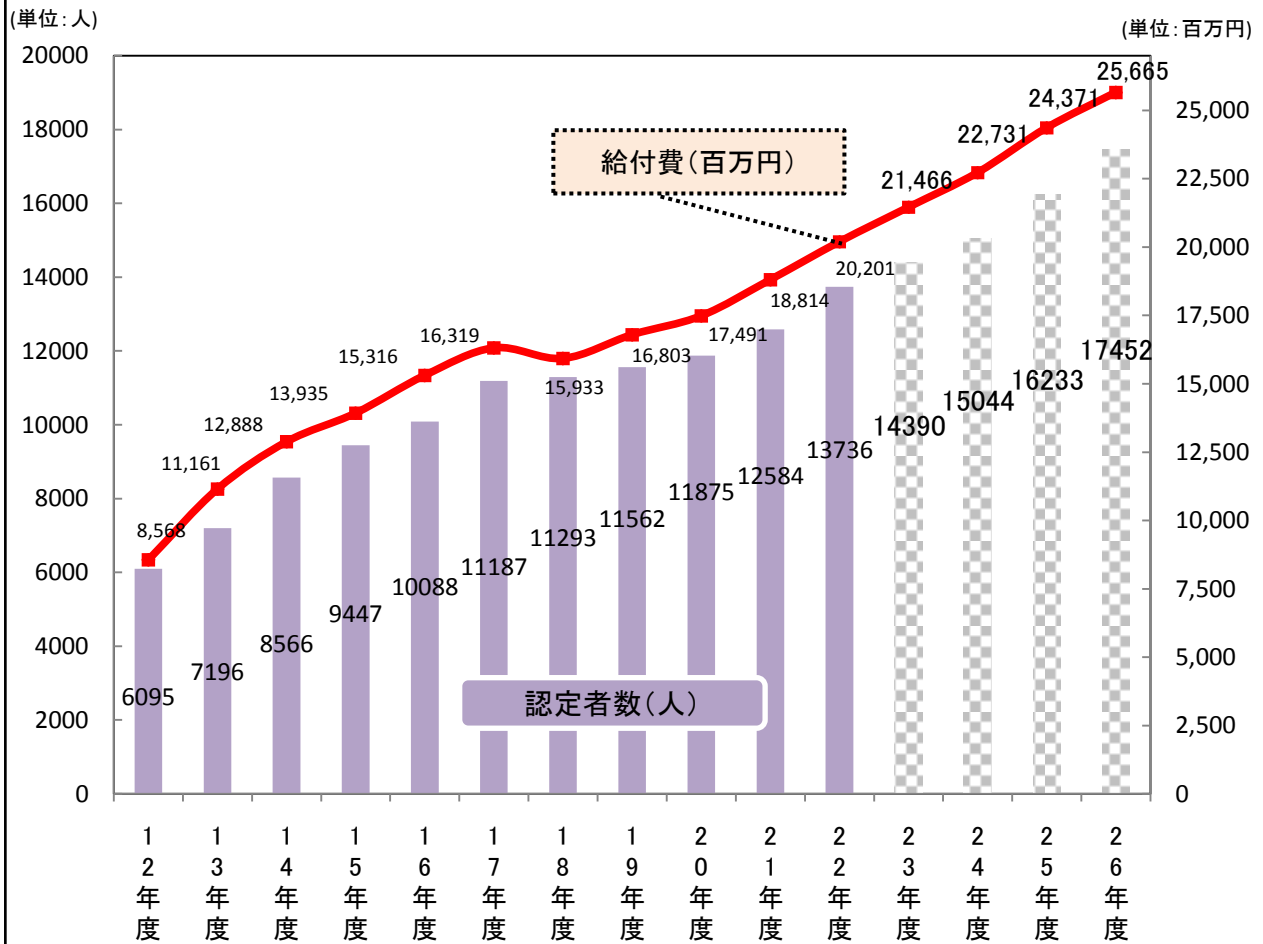
これに対し、収集コストが低くなっている中核市では、民間委託割合が高い傾向にあり、低コスト化の主要因となっている。例えば、福島県郡山市やいわき市、長野市などについては、収集運搬業務を完全民間委託化している。

実施計画名：		高齢社会に対応した施策の見直し				
これまでの取組内容		本市における要介護者等の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案して、サービスの種類ごとの量の見込等について定め、介護保険の事業費の見込を明らかにする等、介護保険制度運営の基となる介護保険事業計画を策定し、市民が安心して暮らせる社会のため、市民と市、事業者などが一体となって介護保険制度が円滑に運営できるよう努めてきた。 また、各高齢者福祉施策について、効率的な行政サービスの提供をめざし取組を進めてきた。				
課題		我が国は、少子高齢化が世界に例を見ないスピードで進行し、人口減少社会が現実のものとなる中で、抜本的な少子化及び高齢社会対策が必要とされている。 本市においても、65歳以上の高齢者は、平成22年時点で総人口の約23％（約8万6千人）となっており、将来的にもその傾向はますます進み、平成47年には約38％（約10万5千人）になると推計される。 このような状況から中長期的な視点での高齢社会への対策を推進していく必要がある。				
1	項目名	介護保険特別会計の健全化				
資料①	取組内容・目標	本市の人口に対する65歳以上の人口が占める割合は、平成23年10月1日現在、23.7％となっており、また平成27年度には団塊の世代の人々が65歳を迎えることから、今後ますますこの割合が高くなることが予想される。 65歳以上の人口が増加するに伴い、介護保険の認定者数も増加し、認定者数の伸びとほぼ一致して介護保険給付費も伸びている。 給付費の財源は、65歳以上が負担する第1号被保険者保険料と40歳から65歳未満が負担する第2号被保険者保険料で50％を、残り50％を国、県、市で負担している。 第1号被保険者保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画において、3年間の高齢者人口・認定者数・給付費の伸びをもとに決定される。 給付費が増加することにより、それぞれの被保険者や公費の負担額は増大するため、今後いかに認定者数を増加させない、あるいは減少させることができるかにかかっている。そのため、介護予防に重点を置き、地域包括ケア体制を充実させることにより、介護保険特別会計の健全化をめざす。				
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
統括課	介護福祉課 介護認定課	関係課				

2	項目名	老春手帳入浴事業の抜本的見直し				
	取組内容・目標	平成22年度に実施した「事業仕分け」の判定結果を受けて、本事業を廃止する方針としたことから、利用者や事業者への影響を考慮しつつ、廃止するまでは入浴補助に事業者の一部負担を導入した。 今後、新たな高齢者支援や介護予防につなげる制度として検討する。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		事業者負担金の導入		事業の抜本的な見直しに向けた取組		
	統括課	長寿福祉課		関係課		

3	項目名	福祉センター（東・西・北・南福祉センター）の管理運営方法の見直し				
	取組内容・目標	平成21年度に実施した「事業仕分け」の判定結果を受けて、管理運営のための経費を削減するとともに、子育て支援事業を開始するなどの運営改善を推進してきた。 今後も、管理運営方法の見直しを図り、地域における交流の場として施設を充実させながら、高齢者の健康保持及び増進を図っていく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		管理運営方法の見直し		新管理運営方法		
	統括課	長寿福祉課		関係課		

【資料①】介護保険認定者数と給付費総額の関係(23年度以降は計画値)



実施計画名：	ひとり親家庭の就業支援
--------	-------------

これまでの 取組内容	これまで本市では、母子家庭等就業・自立支援センター事業のうち、就業支援講習会事業として「IT講習会」と「ホームヘルパー講座」を実施してきたが、母子家庭の母等の自立支援という観点からすれば、就業の相談や情報提供等は十分に行えていなかった。また、県では、中核市である本市以外を対象に、総合的な就業支援サービスを当該センター事業として橿原市の奈良県母子スマイルセンターで実施していたことから、奈良市民は、県が実施する事業と同等の事業が受けられないこともあり、県内利用者との均衡が図れなかった。 平成23年度から当該事業を奈良県との共同直営方式とすることにより、就業支援講習会事業以外の「就業支援事業」「就業情報提供事業」「地域生活支援事業」「母子自立支援プログラム策定事業」をも実施できることとなり、母子家庭の母や寡婦に対して、総合的な就業支援サービスが提供できる。
課題	今後も、母子家庭の母及び寡婦の生活や就業経験等に応じた就業相談、就業支援講習、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供するとともに、養育費の取り決め等、専門家による法律相談等を実施することにより、生活の安定と児童福祉の増進を図る。 また、厚生労働省等国の動向を見ながら、今は数少ない父子家庭への施策の展開についても県と協議の上、導入を検討する。

1	項目名	母子家庭等・自立支援センター事業の県との共同実施				
資料①	取組内容・目標	平成15年度、国では就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策が本格的に展開されることとなった。当時、本市では当該センターを開設して事業実施することは、財政的負担が非常に大きいため、センター事業の中にある5事業のうち「就業支援講習会等事業」のみを実施してきた。平成23年度、県が橿原市で実施のセンター事業を市内の「奈良労働会館」に移転して実施することに伴い、県との共同直営方式により事業メニューを拡充、新規展開することとなる。				
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		協定締結 6月8日開設	事業継続			
統括課	子育て相談課	関係課				

【資料①】母子家庭等就業・自立支援センター事業の概要

1 奈良市母子家庭等就業・自立支援センター事業開始に至る背景

平成15年度に制定された国の「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱」上、当該センター事業には、①就業支援事業 ②就業支援講習会等事業 ③就業情報提供事業 ④在宅就業推進事業 ⑤母子家庭等地域生活支援事業 ⑥母子家庭等就業・自立支援センター指導職員養成セミナー事業のメニューが用意されていたところであるが、本市においては、中核市に移行以来、②就業支援講習会等事業のみの実施にとどまっていた。

平成23年度の途中で、これまで奈良県が橿原市で実施していた当該センター事業を本市西木辻町にある奈良労働会館にリニューアル移転して実施するにあたり、両者協議の上、本市の事業も含め県との共同直営方式により、事業内容を拡充するとともに、新規事業を当該センター事業として展開することとした。

2 目的

母子家庭の母及び寡婦の生活や就業経験等に応じた就業相談、就業支援講習、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスを提供するとともに、養育費の取り決め等父子家庭も含め専門家による法律相談等を実施することにより、生活の安定と児童の福祉を増進することを目的とする。

3 開設日及び開所日

平成23年6月8日開設で、月曜日から土曜日までの週6日間の9時～17時開所

4 事業内容

- (1) 就業支援事業
 - ① 就業相談 ② 就業促進活動 ③ 相談関係者の活動支援
- (2) 就業支援講習会等事業
 - ① セミナーの実施（職業訓練の準備講習会）
 - ② 講習会の実施
 - ・ IT講習会 ・ 調理師講習会 ・ ホームヘルパー講座2級課程 ・ 就職準備支援講座
 - ・ バックアップ講座 ・ 出張講座
- (3) 就業情報提供事業
 - ① 就業支援バンク登録及び登録者への情報提供 ② センターだよりの発行及びホームページの運営管理 ③ メール相談 ④ 企業等への雇用促進啓発活動
- (4) 地域生活支援事業
 - ① 「ひとり親家庭のしおり」作成・配布 ② 巡回相談
- (5) 母子自立支援プログラム策定事業

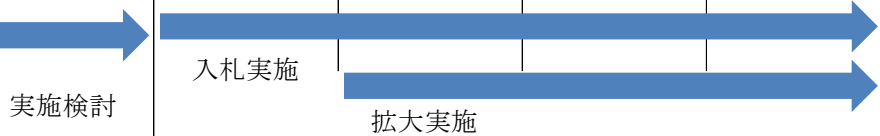
母子自立プログラム策定員を配置し、母子家庭の母の個別の状況に応じた就業支援計画を策定し、ハローワークと連携し就業に至るまでをサポートする。

 - ・ 個別面接の実施
 - ・ プログラム策定
 - ・ ハローワーク、福祉事務所等との連絡調整
 - ・ 支援関係者によるケース会議
 - ・ 職場体験プログラム
 - ・ 職業訓練の受講者調整、受講者相談・訓練後のフォロー

実施計画名：	競争入札の推進
--------	---------

これまでの取組内容	他自治体における競争入札の推進に関する新たな事例について、情報収集を図ってきた。
課題	市民サービスの提供に支障が出ないよう、安全性や確実性の確保を第一に考える必要がある。

1	項目名	入札による電力調達の実施				
	取組内容・目標	電気事業法改正により電力供給等について競争原理が導入され、特定規模電気事業 ^(※40) 者による供給も可能となったことから、入札による電力調達の検討・実施を進める。 但し、現在電力の供給不足により、電力取引市場が不安定な状態にあり、入札による削減効果が見込めない可能性も想定されることから、市役所本庁舎を含め、他の市有施設についても電力供給状況をみながら入札の実施を検討する。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
	統括課	管財課		関係課	施設所管課	

2	項目名	保守点検業務の委託契約の見直し				
	取組内容・目標	エレベーターなど購入時に競争入札をしているが、その後の保守点検に関する契約は随意契約になっている業務について、確実性や安全性の確保を維持しながら業務内容や工数の見直しを行い、競争入札の実施を進める。 本取組については、外郭団体においても同様に見直しを検討していく。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
	統括課	管財課		関係課	施設所管課、外郭団体	

実施計画名：

下水道事業の見直し

これまでの 取組内容	平成26年度の地方公営企業法の適用に向け、固定資産台帳の整備を段階的に進めてきた。 また、使用料については、改定に向け、適正な価格や実施時期について庁内で検討を重ねてきた。
課題	下水道事業は、独立採算制の原則に近づけるよう経営の効率化を図ってきたが、近年の不況に伴う市税収入の減少などにより本市の収入が減少傾向にあることから、一般会計の財政状況が急速に悪化し、従来のような一般会計繰入金 ^(※41) を見込めない状況となってきた。 また、下水道事業は昭和26年より事業着手してきたため、整備の進捗とともに、既設の経年劣化により、改修工事のための建設事業にかかる起債の償還金の増大といった問題があり、財源の確保が必要である。

1	項目名	下水道使用料金の適正化				
資料①	取組内容・目標	現行使用料は平成9年度に改定したもので、現状の事業経費を回収できるような料金設定が行われていないことから、長期的な経営計画を踏まえた健全な事業経営のため、使用料金を改定する。				
資料②						
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		検 討	検 討 方針決定 周知期間	周知期間 新料金の適用		
統括課		下水道総務課		関係課		

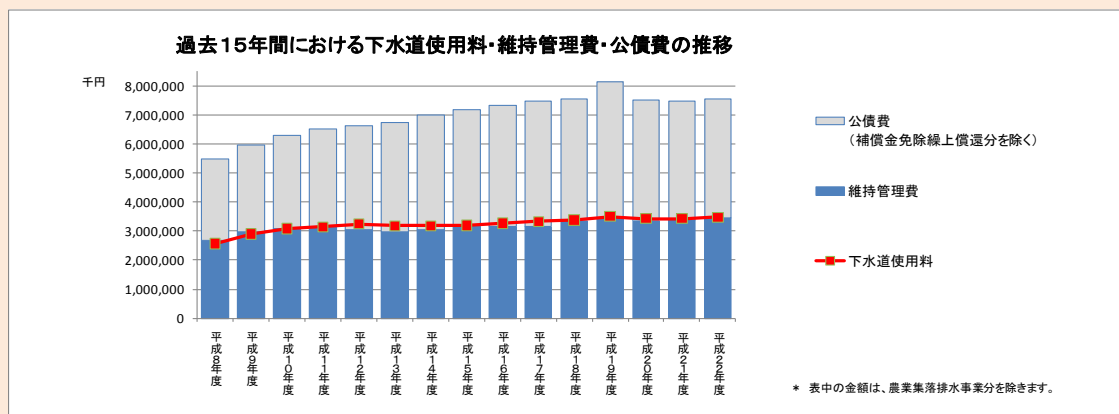
2	項目名	地方公営企業法の適用				
資料①	取組内容・目標	地方公営企業法を適用して公営企業会計 ^(※42) を導入することにより、経営状況や財政状態を明確化し、下水道事業として経営分析や経営改善の方策を講じ、さらなる経営健全化・効率化のうえ、経営基盤の強化を図る。				
資料②						
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		資産調査	資産調査 会計システム構築 移行事務	会計システム構築 移行事務	公営企業法適用	
統括課		下水道総務課		関係課	下水道維持課、下水道建設課	

資料①下水道事業の現状

下水道事業は、下水道使用者の皆様になめていただく使用料などにより管理運営されている。

料金設定は平成9年から据え置いているため、現状の下水道事業は、使用料だけでは全てを賄うことができておらず、この不足分は一般会計からの補填（繰入金）により補い、皆様の料金負担が増えないように維持管理に係るコストの縮減などの経営努力を行って、独立採算制の原則に近づけるよう経営の効率化を図ってきた。

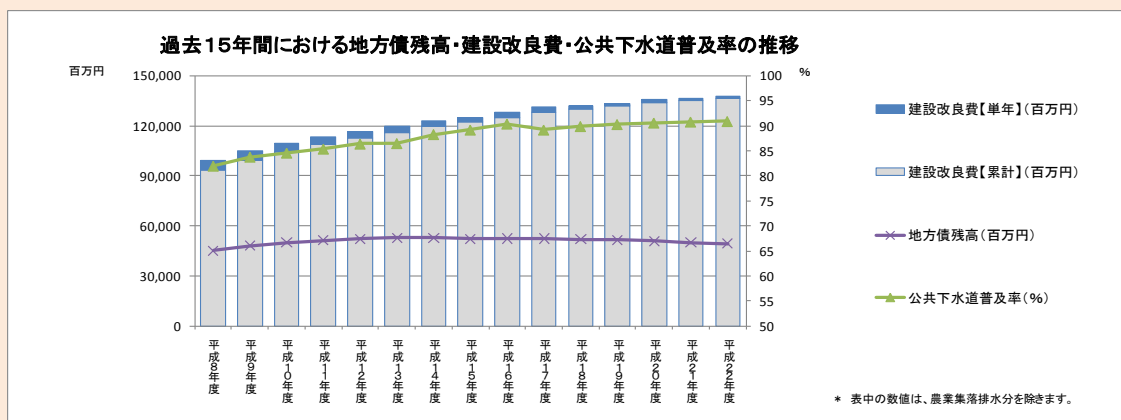
しかし、経営の健全化にあたっては、一般会計繰入金の占める割合を減らさなければならない。下表のとおり、公債費の大部分は使用料では賄えず、一般会計繰入金に頼っている。



資料②料金改定の理由

本市の下水道事業は、事業着手が昭和26年のため、新規施設の建設から既存施設の維持更新の時代を迎えている。各施設の経年劣化に伴う改築工事や耐震補強工事といった投資的事業をはじめ、維持管理の規模拡大に伴う経常的な負担の増大が見込まれるため、これらを計画的に実施していくためにも財源の確保が急務である。

また、日本の人口そのものが減少する時代を迎え、今後の使用料収入が減少していくことを鑑みると、早期に適正な料金への改定が必要となる。



資料③地方公営企業法の適用

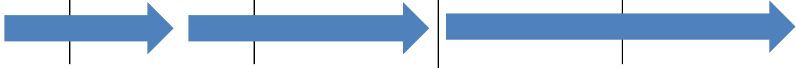
今後こうした状況を改善するため、料金改定の実施を進めていくとともに、下水道事業の地方公営企業法適用化により経営基盤の強化を図る。公営企業会計においては、損益取引と資本取引に区分して経理されることにより、経営状況等が明確に示されることから、経営の健全性や計画性・透明性の向上を図るために有効な手段とされている。

実施計画名：

安心・信頼の医療の確保と医療給付費の適正化

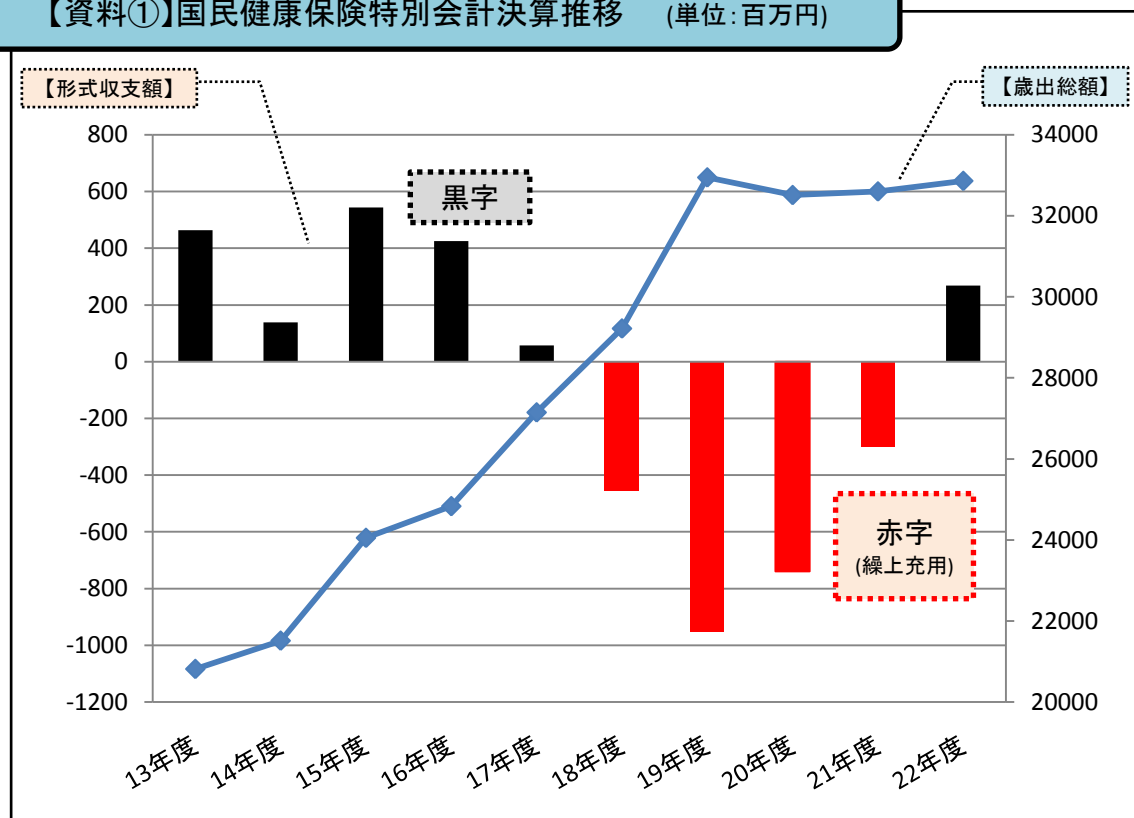
これまでの 取組内容	市立奈良病院における医師、看護職数は、平成21年4月1日と比べ、平成23年4月1日では医師24人増（109人）、看護職28人増（241人）、合計52人の増となった。また、就学前の乳幼児を対象とする乳幼児医療費助成を、通院は小学校6年生まで、入院は中学校3年生まで拡大する「子ども医療費助成」に改め、新制度として平成23年度からスタートした。
課題	市立奈良病院については、新病院の完成（建替）に伴い、さらなる看護師不足や奈良市の財政負担の増加への対策が必要となる。 また、国民健康保険制度については、被保険者の高齢化に伴う医療費の増加、保険料負担能力の低い無職者・低所得者の増加、医療費の地域格差から生じる保険者間の不均衡、小規模保険者の増加など、構造的問題を数多く内包している中、支出の抑制と収入の確保を図り、会計の健全化を図る必要がある。

1	項目名	病院事業会計の健全化				
	取組内容・目標	市立奈良病院は地域医療振興協会を指定管理者として運営しているが、未収金や一時借入金利息等について奈良市の財政負担の軽減を図るため、平成24年度より利用料金制を導入する。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		代行制	利用料金制			
	統括課	病院事業課	関係課			

2	項目名	休日夜間応急診療所のクオリティの向上				
	取組内容・目標	休日夜間応急診療所について、建替事業の推進や診療の空白時間帯の解消・小児科医の適正配置など機能充実を図り、本市の一次救急医療体制の充実をめざすとともに、奈良県北和地区の拠点診療所としての役割を果たす。				
	年度計画	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		設計等	入札・工事		北和の拠点診療所	
	統括課	病院事業課	関係課			

3	項目名	国民健康保険特別会計の健全化				
資料①	取組内容・目標	国民健康保険法第68条の2第1項に基づき、県は、「奈良県国民健康保険広域化等支援方針」を策定した。厚生労働省が示した方針策定要領によると、市町村国保は、構造的な要因により、財政の不安定要因を内在している。今後、地域保険の一元的運用を図る観点から、都道府県単位の広域化を推進することを目的とするが、まずは、繰上充用^(※43)分について計画的にその解消を図るよう目標を定め、また、一般会計繰入による赤字補てん分については、保険料の引上げ、収納率の向上、医療費適正化等の推進等により、できる限り早期に解消するよう努めることとしている。このことにより、支出の抑制と収入の確保を図りつつ、財政の健全化をめざすものとする。				
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		基金積立金の確保等黒字会計の維持運営				
統括課	国保年金課	関係課				

【資料①】国民健康保険特別会計決算推移 (単位:百万円)

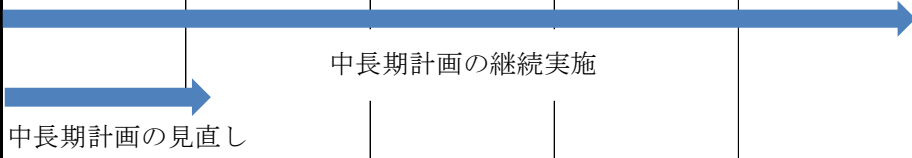


被保険者数の増加傾向は続いており、会計の歳出総額も増大している。なお、形式収支^(※44)については、平成18年度から累積していた繰上充用額の解消を行うことができた。

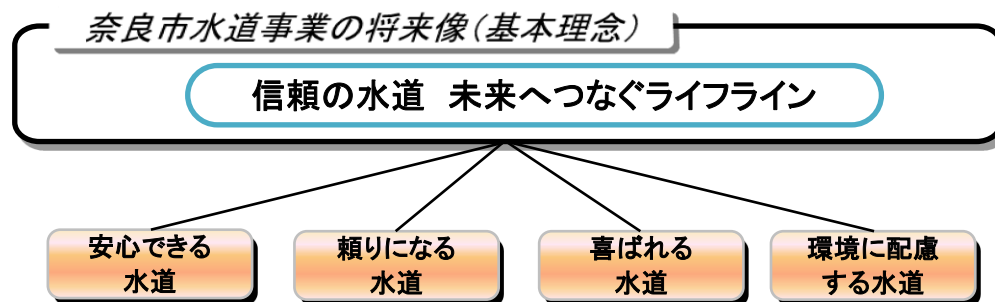
実施計画名：

奈良市水道事業中長期計画の推進

これまでの 取組内容	奈良市水道事業の将来のあるべき姿を明らかにし、それに向かって進むべき方向性と施策を定めた「奈良市水道事業中長期計画(地域水道ビジョン)」を平成19年3月に策定・公表した。さらに、その個別計画のひとつとして「奈良市水道事業送配水施設整備計画」を平成22年3月に策定した。また、平成16年度から水道事業全般を多面的に定量化する「水道事業ガイドライン業務指標(PI)」を毎年試算し、137項目を公表しているところである。 水道局は、この「中長期計画」に基づき事業を推進するとともに、業務指標で進捗状況を確認し、健全で効率的な事業運営に取り組んできた。
課題	◆第4次総合計画で、将来人口が減少する予測となっていることから給水量の減少が見込まれる。 ◆水道施設の老朽化が進んでいくことから更新需要が増加し、平成27年度以降は毎年約30億円の事業費が必要となる。 ◆給水量の減少と更新需要の増加により公営企業として必要な留保資金が減少していくことから、財政の見通しは厳しい状況が予測される。 ◆水道事業は拡張の時代から維持管理の時代へ移行し、今後収益増につながらない耐震化や更新事業が増え、事業運営は厳しくなると予測される。

1	項目名	「奈良市水道事業中長期計画」に基づく「信頼の水道 未来へつなぐライフライン」の実現				
資料①	取組内容・目標	上水道は、快適な市民生活や都市活動を営む上で欠くことのできない最も重要なインフラ施設で、次世代に引き継いでいかなければならないことから、将来にわたりライフラインとしての水道を維持しつつ、事業の透明性を確保し、市民から信頼される水道を確立するために、継続して「中長期計画」の将来像「信頼の水道未来へつなぐライフライン」の実現に努めていく。 また、水道事業は独立採算制の公営企業であり、企業会計として発生主義に基づく複式簿記や減価償却による費用化などにより、企業性を発揮して健全経営を行っていく。そのために、「安心できる水道」、「頼りになる水道」、「喜ばれる水道」、「環境に配慮する水道」を目標（基本方針）とし、これを達成するために各具体的な施策を推進していく。 「中長期計画」は5年毎にPDCAサイクルでフォローアップを行うこととしており、上位計画である奈良市第4次総合計画と整合を図り、平成23年度に見直しを実施している。 今後、増加する更新需要に対応するためアセットマネジメント（資産管理）を実施し効率的な施設更新を進めるとともに、安価な自己水源の優先使用などにより経費の削減に努め、財政基盤の強化を図っていく。				
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
統括課	水道局 経営管理課	関係課	水道局 全課			

【資料①】奈良市水道事業の将来像と目標



奈良市水道事業の目標（基本方針）

（１）安心できる水道（水質管理）

安全な水道水の供給は、水道の重要な責務です。いつまでも安全で快適な水道水を供給できるよう、浄水場から蛇口までの水質管理を徹底し、良質な水づくりに努めます。また現在の水質を守るため水源流域の保全にも取り組み、将来にわたり、いつでも安全で安心できる水道をめざします。

【施策目標】

1. しっかりした水質管理

（２）頼りになる水道（施設更新と災害対策）

水道は生活に不可欠なものであり、平常時はもとより災害・事故時においても給水できることが求められています。

水道事業は浄水場や管路をはじめ多くの施設を必要とします。しかし、水道は一つの連続したシステムであり、全体として効果的に機能するために施設の整備・更新や送配水システムの構築を着実かつ計画的に進め、市民のライフラインとして、頼りになる水道をめざします。

【施策目標】

1. いつでもどこでも安定供給
2. 災害・事故への備え

（３）喜ばれる水道（健全経営とお客様サービス）

水道事業はお客様からの水道料金で成り立っており、たゆまない経営努力により適正な料金で水道水を提供することが必要です。そのために民間的経営手法を活用しながら効率的な運営による経営基盤の強化をめざします。またニーズに合った的確な情報提供に努め、お客様に信頼され、喜ばれる水道をめざします。

【施策目標】

1. 堅実な経営
2. 職員の資質向上
3. お客様満足度の向上

（４）環境に配慮する水道（省エネルギーと環境対策）

地球温暖化など地球規模での環境破壊が深刻化し、二酸化炭素（CO₂）排出量の削減など地球環境の保全に向けた取り組みが求められています。

水道事業は多くの電力を消費することから省エネルギーに努めるとともに、副産物の有効利用を進め、環境に配慮する水道をめざします。

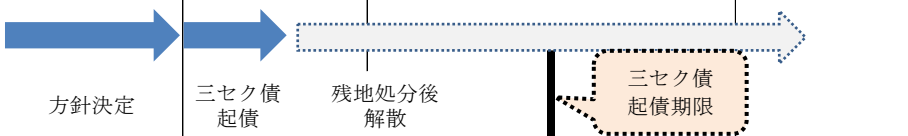
【施策目標】

1. 省エネルギーの推進
2. 環境への負荷低減

実施計画名：	外郭団体の見直し
--------	----------

これまでの 取組内容	現在18の外郭団体（及び地方三公社の一つとして奈良市土地開発公社）を9団体（今後の在り方を検討する団体も含む）に統廃合する「奈良市外郭団体の統廃合に関する指針」を平成23年1月に策定した。 土地開発公社についても「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」（H18～22年度）に基づき、経営健全化に取り組んできた。 また、駐車場公社については、平成19年度に維持管理コストの高い機械式立体駐車場を解体し、自走式平面駐車場へと経営の効率化を図った。
課題	「奈良市外郭団体の統廃合に関する指針」に基づき、平成23年度末までに統廃合を進め、さらに、新体制において経営健全化対策を進めなければならない。 土地開発公社については、塩漬け土地の解消が計画どおり進まず、平成22年度末の保有地簿価総額は、約191億円となっている。 また、駐車場公社についても単年度収支は改善しているが、依然として借入金の残高が多額となっている。

1	項目名	外郭団体の統廃合及び経営改善				
資料①	取組内容・目標	指定管理者制度の導入や公益法人制度改革^(※45)、景気の低迷と厳しい財政事情など、外郭団体を取り巻く環境が大きく変化している。 こうした中、外郭団体の統廃合を行うことにより、スケールメリットを活かした競争力の強化や統合による組織及び職員の活性化を図ることで経営改善を推進する。				
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
統括課	行政経営課	関係課	文化振興課、スポーツ振興課、観光振興課、商工労政課、消防局総務課等、外郭団体所管課			

2	項目名	土地開発公社の解散				
資料②	取組内容・目標	奈良市土地開発公社の歴史的経過、現状及び課題について外部有識者により検証し、公社の問題点を明らかにするとともに経営状況等の評価及び存廃を含めた抜本的な経営改善策の検討を行うために設置した「奈良市土地開発公社経営検討委員会」の提言を受け、第三セクター等改革推進債の起債により、土地開発公社を解散する。【平成22年度末負債残高 約189億円】				
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
統括課	行政経営課、土木管理課	関係課	財政課、総合政策課			

3	項目名	駐車場公社の経営健全化				
資料③	取組内容・目標	平成23年度に駐車場公社経営検討委員会を設置し、公社の歴史的経過、現状及び課題について外部有識者により検証し、公社の問題点を明らかにするとともに経営状況等の評価及び存廃を含めた抜本的な経営改善策の検討を行う。新公益法人制度移行期限が平成25年11月のため、平成24年度には方針決定を行う。 【平成22年度末負債残高 約9億円】				
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
統括課	行政経営課、 交通政策課	関係課		財政課、総合政策課		

【資料①】外郭団体統廃合案

市の外郭団体については、前記の統合のメリット及び統廃合の検討基準を踏まえて、次のとおり統廃合の方針を示すものとする。

(☆印は、市からの出資はないが、経営等に市が関与している団体)

【統合する団体】

- (財) 奈良市文化振興センター
- (財) ならまち振興財団
- (財) 杉岡華邸書道美術財団
- (財) 奈良市都祁地域振興財団
- (財) 奈良市スポーツ振興事業団
- (財) 奈良市勤労者福祉サービスセンター
- ☆ (財) 奈良市武道振興会



新公益法人制度のもと
(一財)奈良市総合財団の設立



スケールメリット等
を活かした経営

【廃止する団体】

- (株) 都祁総合開発
- (財) 奈良市商業振興センター
- (財) 奈良市防災センター

【経営改善のうえ存続する団体】

- (株) 奈良市清美公社
- 奈良市市街地開発 (株)
- ☆ (社福) 奈良市社会福祉協議会

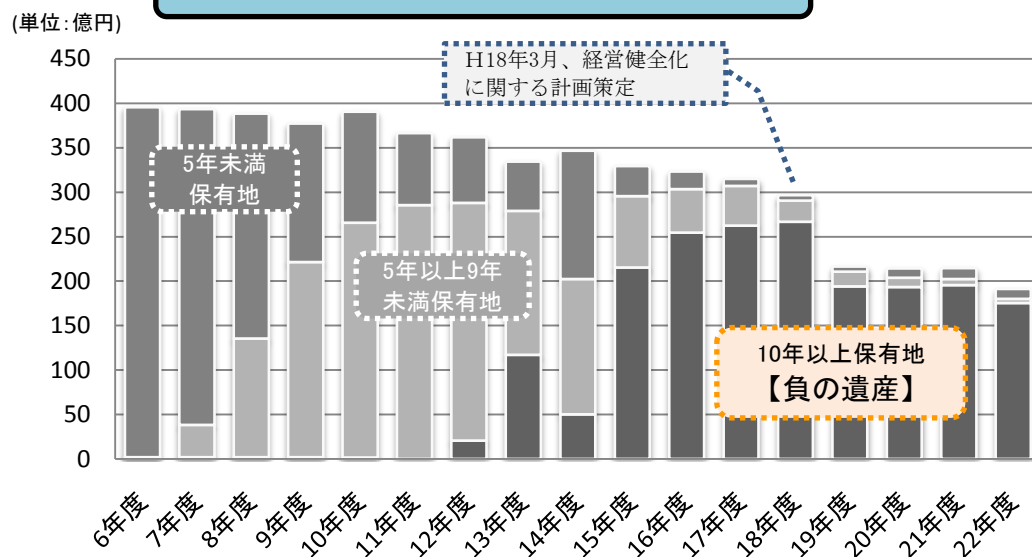
【その他の団体】

- (財) 奈良市駐車場公社
経営検討委員会において検討する
- ☆ (財) 奈良市学校給食会
今後の学校給食のあり方を踏まえて検討する

【法人格変更のうえ存続する団体】

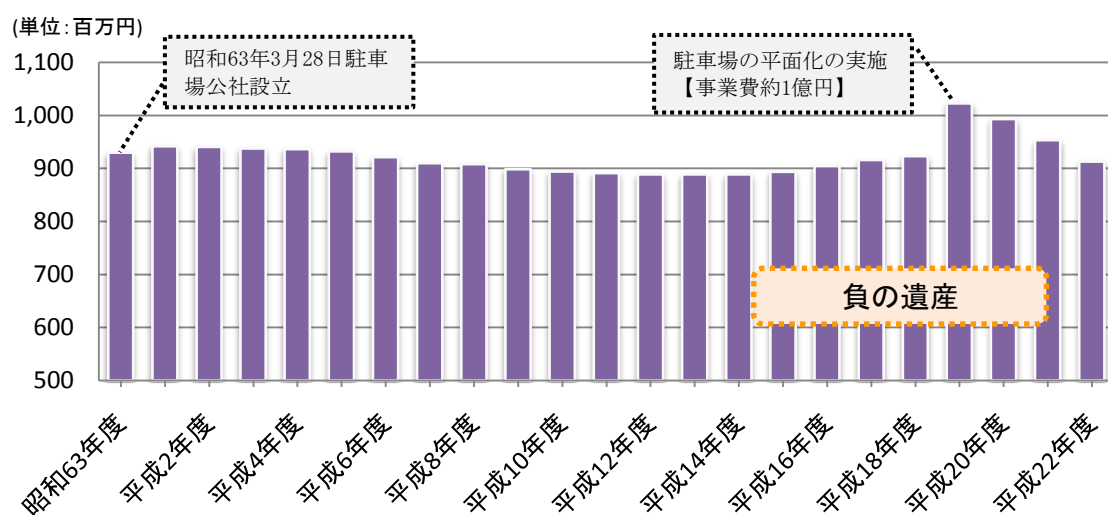
- (財) 奈良市生涯学習財団
- ☆ (社) 奈良市シルバー人材センター
- ☆ (社) 奈良市観光協会

【資料②】土地開発公社保有地簿価の推移



平成18年3月に策定し、県に申請した「土地開発公社の経営健全化に関する計画書（平成18～22年度）」の方針決定に基づき、長期保有地の解消へ向けて計画の推進に努めてきた。しかしながら、依然として塩漬け土地の保有が継続していることから、同公社の歴史的経過、現状及び課題について外部有識者により検証し、問題点を明らかにするとともに経営状況等の評価及び存廃を含めた抜本的な経営改善策の検討を行うため、平成22年9月に奈良市土地開発公社経営検討委員会を設置し、報告書を提出いただいた。これを受けて、平成23年度は、第三セクター等改革推進債を活用する方向で、庁内の調整と県に対し手続き等について協議を進めている。

【資料③】駐車場公社の借入金推移



平成19年度に維持管理コストの高い機械式立体駐車場を解体し、自走式平面駐車場へと経営の効率化を図った。これ以降、単年度収支は改善しているが、依然として借入金の残高が多額となっている。また、公益法人制度改革により、駐車場公社は平成25年11月までに他の法人格に移行する必要がある。しかしながら、債務超過のままでは移行できないため、現状では必然的に解散することになる。このような問題を抱えることとなった同公社の経営状況について外部有識者により検証し、問題点を明らかにするため、奈良市駐車場公社経営検討委員会を平成23年度に設置した。